献上桃の郷。 こおりまち 桑折町

令和9年度
預かり保育園児募集要項





問い合せ先
醸芳幼稚園　　☎582－3014
教育委員会　教育文化課　こども教育係
☎582－2403

桑折町教育委員会

醸芳幼稚園児を降園後から最長で午後7時まで、保護者に代わって保育します。

■ 保育場所・開設日時

醸芳幼稚園　預かり保育室 ☎582－3014	登園日（月曜日から金曜日）	7:30～8:00（早朝預かり保育） 幼稚園降園後～19:00
児童館（土曜日の保育場所） ☎582－1500	土曜日、長期休業日、 振替・臨時休業日	7:30～19:00

※日曜・祝日・お盆期間（3日間：8/14～8/16）・年末年始（6日間：12/29～1/3）は実施しません。
※土曜日は、桑折町児童館で4地区の子どもクラブ・「幼稚園預かり保育」との合同保育となります。

■ 施設等利用給付認定について

常時預かり保育に登録して、保育料無償化の対象となるには、町から「施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受ける必要があります。（継続利用で認定内容に変更がある場合は、認定変更申請が必要です。）

■ 対象園児

保護者及び世帯員全員が次の「保育を必要とする事由」に該当する園児です。
（70歳以上の祖父母や18歳以下の学生（高校生まで）・児童は必要ありません。）

保育を必要とする事由

① 就労（自営業含）月48時間以上の勤務、または、家庭での事業活動をしている場合
② 母親の出産等　妊娠中または出産後間もなく、兄姉の保育が困難な場合
③ 疾病等　病気・障害により保育が困難
④ 病人の介護　親族の常時看護・介護（要介護１以上）をしている場合
⑤ 家庭の災害　火災、地震その他の災害の復旧に当たっている場合
⑥ 求職活動　年度内1回（90日以内）
⑦ 就学　学校に在学している、または職業訓練を受けている場合
※週3日以上、1日4時間以上通学していること
⑧ 虐待やDVのおそれがあり、保育が必要と認められる場合
⑨ 育児休業中の継続利用
保護者が出産・育児休業を取得したときに、兄姉が継続して保育を必要とする場合（家庭で必要な保育を行うことが困難な状態である事）
⑩ その他　①～⑨に類する状態にあると認められる場合

保育を利用できる期間

認定要件	保育期間
①	当該年度の3月31日まで ※ただし **就労期間が年度途中で終了する場合はその日まで**
②	産前8週間～出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	年度内に1回（最長90日）
⑦	卒業・修了日まで
⑨	出産した子が1歳になる前の月までの継続保育
③④⑤⑧⑩	保育が必要と認められる期間

◇ 申込み ◇

■申込期間　**令和8年11月16日(月) ～ 11月27日(金)** ※土日祝日を除く
■受付時間　午前8時30分 ～ 午後4時30分 (幼稚園入園願書受付時間と同じ)
■受付場所　醸芳幼稚園・預かり保育室
■提出書類　**鉛筆書きでの書類提出は不可**

新規利用をご希望の方は、①～③(該当者は④も)を提出
継続利用をご希望の方は、②(事由に変更がある場合は③も)をご提出ください。

①子育てのための施設等利用給付認定申請書
②預かり保育利用申込書

※①②の各項目については、利用開始時(4月1日)の状況で記入してください。

③**保育を必要とする事由を証明する書類**　保護者及び世帯員(＊1)の書類を添付してください。

※同一施設へ弟妹等が同時に申込む場合は、ご家庭につき各1部ずつの提出で構いません。

就労証明書の雇用期間が利用開始前(令和9年3月31日)までに終了する場合は、必ず雇用主より「契約更新の有無」を記入いただいてください。(不明な場合は更新後再提出していただきます)

継続児の場合、**「保育を必要とする事由」に変更がない方**については提出を省略できます。
変更のある方、就労契約更新のある方は、その都度提出願います。

④委任状(習い事等がある場合)　※保護者の送迎が原則ですが、保育施設から直接習い事等へ行く場合で、習い事先の職員等が施設へお迎えに来る場合に限り、保護者等の迎えとして対応可能です。(委任状の用紙は、幼稚園に用意しております)

※③保育を必要とする事由を証明する書類について

(＊1)70歳以上の祖父母や18歳以下の学生(高校生まで)、児童は必要ありません。

事由	必ず提出する書類	備考
就　労	○就労証明書(会社勤めの方)(業種が農業の場合もこちらです) ○自営業・農業申立書　(経営が保護者、配偶者、親族の場合)	**月間48時間以上就労している**
母親の出産等	○保育必要事由申立書 ○母子手帳の写し (母氏名と出産予定日または出産状態を記載した頁)	
疾病等	○保育必要事由申立書 ○障害者手帳の写し・診断書(原本)・意見書・療養計画書・要介護認定結果通知の写し等のいずれかを添付	診断書「保育ができない理由」が明記されていること
病人の介護	○保育必要事由申立書 ○介護保険被保険者証の写し・障害者手帳の写し等のいずれかを添付	介護度1程度以上の記載
家庭の災害	○保育必要事由申立書	
求職活動	○求職活動状況申立書 ○ハローワークの登録証の写し	年度内1回
就　学	○就学状況申立書 ○在学証明書・学生証の写し・職業訓練受講決定通知書等のいずれかを添付	週3日以上、1日4時間以上通学していること
育児休業中の継続利用	○保育必要事由申立書 ○必要性の理由が認められるもの	
その他	○保育を必要とする事由がわかる書類	

注意事項
◎**書類が全て揃ってからの受付となります。**
◎全ての書類は、事実に基づき正確に記入し、申込みしてください。内容が事実と異なる場合は、承諾を取り消すこともあります。
◎**保育料(臨時利用等)に未納がある場合は、完納してからお申し込みください。**
◎申込み内容の変更や利用を取りやめる場合は、速やかに幼稚園へ連絡してください。
◎申込み内容に虚偽があった、申込内容に変更が生じたがその連絡がなかった場合等は、預かり保育利用承諾及び施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

◇ 日程 ◇

令和9年2月中旬予定　・保護者説明会（4月より保育を利用する園児を対象）
・「預かり保育利用承諾書」及び「施設等利用給付認定通知書」を郵送します。
・年度途中に利用を開始する園児については、利用する前月に配付します。

令和9年4月1日（木）　・保育開始

■保育料

区分	保　育　料（　日額　）
常時預かり保育料	490円

保育料は、暦月を単位として計算された額となり、利用日数に応じて1日あたり490円、**月額 12,300 円を上限に無償**となります。なお、上限を超えた場合は、翌月に発行する納付書により現金で納入してください。

【 おやつ代 】平日　月間　2，000円　　※預かり保育で現金徴収します。
（土曜日利用時のおやつは持参いただきます。）

◇ その他 ◇

○家庭の状況に変更があった場合や利用を取りやめる場合は、速やかに幼稚園に連絡ください。
○預かり保育利用承諾及び施設等利用給付認定決定の際、幼稚園教諭や支援員、教育文化課職員による聴き取り調査を行うことがあります。
○申込み内容に虚偽や事実と相違があった場合や、変更の連絡がなかった場合等は、承諾を取り消し、預かり保育料を遡って徴収させていただくことがあります。
○預かり保育は、ご家庭で保育が困難な園児が利用する施設です。保護者の方の仕事がお休みの日など、ご家庭での保育が可能な日は、ご家族でお過ごしいただくなど、適切な施設利用にご協力をお願いします。

※土曜日の利用承諾なしでの利用は、「臨時預かり保育」扱いとなりますので、ご注意ください。

臨時預かり保育について

醸芳幼稚園児を対象に、常時預かり保育に登録がなくても「臨時預かり保育」をご利用いただけます。
急用などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合にご利用ください。
※「幼児教育・保育の無償化」の対象にはなりません。

■提出書類
○臨時預かり保育利用申込書　**※鉛筆書き・コピーでの書類提出は不可**
※申込書は、醸芳幼稚園・預かり保育室にありますので、申し出てください。
※受付時間は、午前8時30分～午後4時30分までです。臨時保育を受ける**前日までに提出**してください。

■保育料（日額）

平日	500 円
土曜、長期休業期間、振替休業、臨時休業日	700 円

※おやつ代：日額100円を預かり保育で現金徴収します。集金日等は預かり保育支援員に確認してください。
（土曜日利用時のおやつは持参いただきます。）

■保育料の納付
保育料は、翌月に発行する納付書により現金で納入してください。